

第 1 回及び第 2 回わいせつ事案防止対策有識者会議 議論の整理

第 1 これまでの取組の評価・課題

1 これまでの取組の評価

【委員意見】

《第 1 回》

- わいせつ事案の防止のため、これだけ多くの（不祥事防止の）取組を実施してきたことは評価できる。
- 取組を実施した後も、教職員及び児童・生徒に対して、周知（インフォーム）していくことが必要で、これまでの取組を継続して実施することは大切である。
- 教職員が児童・生徒と相談対応等をする場合には、密室でない場所で、複数対応を徹底する必要がある。
- 教職員と児童・生徒が、2人きりで部屋に入って話を聴いていたら、不祥事は起こりやすい。ドアを開けて、人の目にさらされるという状態できちんと話を聴く。あるいはスクールカウンセラーを付けて話をするなど、どのような場合に起こり易く、どのような対策が必要かについて議論が必要である。
- SNS等は、有効なツールであるがゆえに、危険性をもっている。教職員と児童・生徒との連絡方法等について、再度徹底して見直していくことが必要である。
- 管理職による教科準備室等の巡回や、所属における教職員に対する研修等の取組は、学校現場において、確実に実施している。
- 校長による個別面談は、校長が教職員に対し、直接確認をすることで、事案の重大化の防止になる可能性がある。
- 生徒に対する啓発やアンケート調査については、生徒に問題を理解させ、被害を受けたことを訴える機会となり、これ以上状況を悪化させない歯止めになる点で、継続して実施する必要がある。
- 生徒に対する啓発やアンケート調査は、年 1 回実施し、生徒に対する周知がなされている。実施回数や方法については検討が必要である。
- 教職員と個別面談をするときに、リーフレット等のツールが何もないと話が出来ないので、ツールを提供してもらおうと、教職員に具体的な話ができて、指導等を実施しやすくなる。
- 不祥事の背景等の情報提供は、教職員に対する意識付けの観点からも、ためになるものであり、今後も作成・配付してもらいたい。

《第 2 回》

- これまでの取組の評価のまとめについては、「一定の評価ができる」とした方がよい。それだけですべてではない。まだ不十分なものであることを含めておきたい。

【まとめ】（これまでの取組の評価）

わいせつ事案の防止に向けて実施してきた、不祥事ゼロプログラムの推進、研修、校長等による個別面談、啓発資料作成等の様々な取組は、教職員の不祥事防止の意識付けにつながっており、一定の評価ができる取組である。

今後は、各委員の意見等を踏まえ、必要な改善をしながら、取組を強化・継続していく必要がある。

2 課題

【委員意見】

《第1回》

- 「法令遵守」だけでは足りなくて、なぜ、県条例がそのようになっているのか、なぜ、13歳未満については、すべて同意があっても強姦になるのかというところまで説明が必要である。法律や県の条例に規定されている、やってはいけないということの、もう一歩奥に、どうしてやってはいけないのか、ということがなかなか理解をされていない。
- 学校生活において特に問題がない教職員は、外側から未然に不祥事の兆候を察知することが難しい現状があり、解決のためには、わいせつ事案の発生原因を分析していく必要がある。
- 過去に教職員が不祥事を起こした学校の校長は、面談等を実施しても、不審な行動や不祥事の兆候を見抜くことができなかつたと振り返っており、管理職として、教職員がどのような心理状況にあったのか、不祥事の兆候をどう把握していくべきかについて検討が必要である。
- (問題行動を起こす教職員は) わいせつ事案について、理解が不足していることもあるが、意識の強化だけで、わいせつ事案を沈静化することは難しい。
- 性欲の自制や性癖の問題について、どう解決していくかという課題がある。

《第2回》

- 残念ながら「教員とはこういう人です、子どもはこのように扱い、こういう仕事をするのが教員という専門職である」ということを意識させる研修がない。
- 教職員は教える専門家である。医師、弁護士等の専門家のように倫理規程をもち、必ず定期的に「自分たちはどのような専門家なのか」を研修等で徹底すべき。教職員の倫理規程を確立した上で、徹底し、プロとしてのアイデンティティを確立する必要がある。
- 教員としてのアイデンティティをしっかりと高める。アイデンティティを確立することが、個人の資質による問題の防止につながる。定期的にアイデンティティを喚起する研修をやっていく必要がある。

【まとめ】(これまでの取組の課題)

1 教職員に対するより深い意識啓発

教職員に対し、単に「法令遵守」という表面的な指導ではなく、児童・生徒に対するわいせつな行為等をどうしてやってはいけないのか、立法趣旨や背景まで踏み込んだより深い意識啓発が必要である。

2 教職員の心理分析等の必要性

外側から教職員の内面を把握することは困難であり、教職員によるわいせつ事案の防止のためには、発生原因、教職員の心理状況、並びに不祥事の兆候等について、専門的知見による心理分析が必要である。

3 教職員の内面を把握する面談等の必要性

校長等による面談において、これまでの実施方法では、不祥事の兆候等を未然に察知することが困難な状況があり、教職員の内面を把握するため、質問項目等について更なる工夫が必要である。

4 性に係る個人的問題への対応

わいせつ事案の中には、性欲や性癖等、個人的な問題により発生している事案があり、対応方法の検討が必要である。

5 教職員の倫理意識の保持、向上

教職員の使命、責任の自覚を促し、教育の専門職としての倫理意識を保持、向上させる研修等の実施が必要である。

第2 わいせつ事案の発生原因等の分析と対応の方向性等

1 発生原因等の分析

【委員意見】

《第1回》

- 家庭環境等に課題がある場合や、性被害を受けた子どもの場合、相手との対人関係の距離が詰まりやすい傾向が見られる。子どもは、性行為等の判断が未成熟で、自分で判断ができないということが前提にあり、大人によるわいせつ事案は、子どもたちの未成熟な状態を利用したことになることや、子どもに与える深刻な影響等について、教職員の理解が不足している。
- わいせつ被害を受けた子どもたちに、被害意識がないという点が一番問題で、被害者が被害だと気づかないように行われてしまうことが問題の根本である。ある時、子どもたちが実は被害を受けていたと気づいた時には、ものすごい衝撃を受けることになるし、逆に被害と気付かないことで、同様な行為が繰り返されてしまう場合がある。
- 学校内でセクハラを起こした教職員には、学校の勤務では、生徒対応について評価が高く、指導力があつたと言われる者もいるが、学校内事案は、教職員と児童・生徒が指導や相談をする中で、二者関係に陥ってしまい、教職員が対応について判断を誤ってしまうことが要因にある。
- 心理治療は、転移や逆転移が起りやすい関係性がある。カウンセリングのトレーニングを受けていない教職員だけで、生徒からプライベートな深淵な相談を受けることで、恋愛感情が生まれ、事故につながっている。
- 段階的に距離感を縮めていくと、2歩、3歩進んでも、何でもなかったことのようにになってしまうことがある。最初と最後の行為に差がついているのに、気がつかなくなってしまうので、慣れには気をつけなければならない。
- 多くの場合、教職員から被害を受けたとしても、生徒は告発せず、告発したとしても非常にためらう。これには、先生たちを「かばう」という意味が含まれている。教職員に触られたとしても、「先生がちゃんと指導してくれているのだから。」ということで周囲も見逃してしまう。こうした環境や条件が揃っている学校の土壌の中でわいせつ事案が起きているということが、学校内事案では一番大きな要因である。
- 家庭環境等に様々な課題を抱えた生徒が、教職員に好意をもっている場合、周囲も危険を感じて、その教職員には指導を担当させないようにするなどの配慮が必要となる。生徒への対応を、教職員が一人で勝手にできてしまっていることに要因がある。
- 人は全権を担うことができる環境に置かれると、善良な人であっても、一部の人間が豹変して悪行をしてしまうという心理現象がある。学校も同様に、教職員は児童・生徒に対し、指導的な立場にあり、パワーバランスがある。教職員は児童・生徒に対して何をやってもよいという感覚が生まれてしまうのかもしれないし、それを抑止するシステムがない。

《第2回》

- 個人の資質による事案の防止は、非常に難しい。例えば、犯罪行為をする者を事前に察知し、防ぐことは不可能である。しかし、難しいからといって、何もしないわけではない。どのような対策が、わいせつ事案を少なくすることにつながるかという視点でやっていかなければならない。学校内事案にも特効薬はない。可能性があるものには、すべて取り組んでいかなければならない。

【まとめ】

わいせつ事案の発生原因等の分析について、次のような視点が提示された。

- (1) 子どもは性行為等の判断が未成熟で、自分で判断できないということが前提にあり、児童・生徒に対するわいせつな行為は、子どもたちの未成熟な状態を利用することであることについて、教職員の理解が不足している。
- (2) カウンセリングのトレーニングを受けていない教職員がプライベートな相談を受けらる中で、児童・生徒に対する距離感を誤認し、恋愛感情が生まれ、事故が発生している場合がある。
- (3) 教職員が児童・生徒と二者関係（教職員と児童・生徒のみ）で教育相談、指導をする中で、判断を誤ってしまう場合がある。
- (4) 学校の中に、児童・生徒に対して、指導的な立場にある教職員の行動を抑止するシステムがない。
- (5) 個人の資質による事案は、いかに発生を少なくするかという視点を持ち、防止の可能性のある取組はすべて実施していく必要がある。

2 対応の方向性等

【委員意見】

《第1回》

- 教職員によるわいせつ事案は、児童・生徒に対する教育相談や指導の延長で起こっている事案と、性癖等の個人の問題による事案に分けて考える必要がある。
- 事案の原因により、これまでの取組の継続の上に解決していく事案の問題と、今までと違った、性癖等による事案を類型化して、解決に向けての具体案を整理する。
- 子どもは、性的自由等に係る判断が未成熟で、自分で判断ができないということが前提にあり、児童・生徒に対するわいせつな行為は、教職員が未成熟な子どもを利用したことになることについての理解や、また、わいせつ事案が発生する背景、児童・生徒に与える深刻な影響等について、教職員及び児童・生徒の双方に向けて、踏み込んで理解させることが必要である。
- 教職員が児童・生徒と二者関係になった場合によく起こる転移について、教職員に知ってもらいたい。わいせつ事案の原因や背景について認知をすると、次の問題として予防について考えることができる。
- 一人（個人）ではなく、組織として業務を行う。手を組んでお互いにやっていくことが非常に大事である。
- 児童・生徒の心の問題に絡むような相談であれば、必ず他の教職員を交えて、複数で対応することが必要である。
- 教育相談や生徒指導を行う際など、学校内でわいせつ事案が発生する契機となっている業務において、学校内のシステムを整えることが大きな抑止力になると考える。
- 教職員が相談対応する場合には、密室でない場所で、複数対応を徹底する。また、スクールカウンセラー等の他職種と連携を進めていくことも重要である。
- 教職員とカウンセラーが二人で児童・生徒に対応すれば、教職員に不適切な感情があったとしても、教職員以外の目があるという意識が働き、気持ちを抑止することができる。
- 教職員が児童・生徒と複数で対応する必要があるのは、不祥事発生を抑止だけでなく、効果的な指導、助言をする観点からも、重要であることを指導していく必要がある。
- 子どもを取り巻く学校現場が、教職員の配置や限られた人的資源を子どもたちにどう与えていくのかという観点も必要である。

《第2回》

- 個人の資質による事案の防止は、非常に難しい。例えば、犯罪行為をする者を事前に察知し、防ぐことは不可能である。しかし、難しいからといって、何もしないわけではない。どのような対策が、わいせつ事案を少なくすることにつながるかという視点でやっていかなければならない。学校内事案にも特効薬はない。可能性があるものには、すべて取り組んでいかなければならない。(再掲)
- 罰を与えて、改心する人もいるが、それ以上に大事なものはサポートである。
- 例えば、アルコール依存症や薬物依存症の人は、周りにどれだけサポートしてくれる人がいるかが、行為の抑止のために重要となる。
- わいせつ行為を行う人には、もともと性癖を持っている人と、ストレスがかかった場合に転がり落ちてしまう人がいる。
前者には、周りの目が入ることが非常に大事である。後者については、受診をする、カウンセリングを受ける、病院に行くことも仕事であると認めていくことが必要である。

【まとめ】(対応の方向性等)

○ わいせつ事案の性質による分類等

わいせつ事案の具体的方策等は、教職員が児童・生徒との教育相談や指導で関わる中で発生する事案(学校内(公務内)事案)と、それ以外の個人的資質(性癖等)が要因となる事案(学校外(公務外)事案)に分類し、対応を整理する必要がある。

○ わいせつ事案の行為者について

次のような視点を念頭に置く必要がある。

- ① もともとわいせつ事案を起こしやすい資質(性癖等)を持っていないが、教職員になったことをきっかけとして、教育相談、指導等で児童・生徒と関わる中で、抑止が効かなくなり、わいせつ事案に至ってしまう者
- ② もともとわいせつ事案を起こしやすい資質(性癖等)を抱えており、性欲や性癖等を抑止することができずに、わいせつ事案に至ってしまう者

○ 対応の方向性等については、教職員に対し、次のような視点でのアプローチが必要

- ① 未成熟な児童・生徒との関係性の理解促進
- ② 児童・生徒との適切な距離感の認識
- ③ 児童・生徒指導における複数体制づくり
- ④ 教職員を組織的にサポートする体制づくり
- ⑤ 教職員が内面に抱える個人の資質(性癖等)の行動化の抑止
- ⑥ 児童・生徒に対する意識啓発

第3 具体的方策の検討等

1 事務局から提案した具体的方策（方向性）についての主な意見等《第2回》

(1) 臨床心理士による個別事案の分析

- 臨床心理士による個別事案の分析は、非常に大切なことだと認識している。ただし、タイミング、やり方については十分な配慮が必要である。
- 性癖等を抱えている教職員が、個別事案の中にはいることもある。そういう教職員の面接、心理分析は、臨床心理士だけでは難しい。専門家である精神科医の面接が必須である。
- 個別事案の分析については、男女両方から意見を聞く必要もあり、複数多角的な視点、専門的知見を含めた外部からの視点が必要である。
- 再発防止の観点から調査をするべきである。この場合、本人だけでなく、管理職や養護教諭など、傷ついた子どもたちの周りにいた教職員からも話を聞いて、どうすれば防止をすることができたかということを考える必要がある。
- 面談が、行為者の処分等に影響を与えてしまう懸念がある。あくまで再発防止の検討として、事務局が先に聞き取った内容の調査をし、必要があれば追加の聞き取りを行う方法が良い。

(2) 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実

- 学校の中での取組も必要であるが、学校間、自校の外の教職員との情報共有が重要である。初任者指導員等が付いていない教職員が、他の学校の教職員とも情報共有できることが必要である。
- アルコール依存症や薬物依存症の人は、医師や家族などその人を信じて応援してくれる人の数だけ、再犯率が下がる。周りにどれだけサポートしてくれる者がいるかが、抑止につながる。（再掲）

(3) 教職員の私物端末の適切な取扱いの徹底

- 教職員の私物端末で児童・生徒の撮影を禁止することは必要であり、基本的に賛成である。
- 教職員の私物端末での撮影は禁止とし、学校行事等では、学校に備えてある機器で撮影をすることが望ましい。
- 学校内での撮影は、児童・生徒、教職員を問わず、校長は施設管理者として一切禁止とし、教育課程実施上の必要に応じて、例外的に撮影を許可する運用とすることが望ましい。
- 児童・生徒に対しても、他人を撮影することが、なぜいけないのかということを教える教育が必要である。

(4) 公用携帯電話の貸与

- 生徒が在籍する昼間の時間帯に公用携帯を持たせても、学校内にいる訳なので、それを使用して生徒とやりとりすることはなく、その時間もほぼない。
- 公用携帯がなくても、学校の教育活動はできるのであるから、あえて公用携帯を貸与する必要性はない。むしろ逆効果ではないか。

- 公用携帯を貸与し、私物端末を職員室等で一括管理したとしても、複数の私物端末を持たれてしまっただけでは何の意味もない。
- 公用携帯の貸与は、夜間等に緊急事態に対応できる公用回線をつくることを目的に校長に貸与するのであれば、理解できるが、わいせつ事案の防止対策としては、効果は期待できない。
- もし、公用携帯貸与の費用を用意するというのであれば、それよりも子どもたちの教育に必要なものに優先的に使うべきである。むしろ、撮影を禁止するなど、端末の取扱いについて、ルールをきちんと設定していくことが重要である。
- 当会議の認識としては、この案には賛成しかねる。

2 委員から提案された具体的方策（方向性）についての主な意見等

(1) 映像による充実した研修資料の活用

- 映像は非常に情報量が多いので、不祥事防止研修に大いに利用した方がよいが、警察が使っているような事故の危険を周知して、こういう風にならないようにしようという内容ではなくて、教育相談、指導の場面ごとに、教員はこのように指導するのがあるべき姿ですよといったものを作る必要がある。
- 映像は非常に効果があるが、危険性を訴えても、教職員によっては、生徒との関係性をより強めてしまうこともあり、映像の内容には十分な注意が必要である。

(2) 教員が自己採点（振り返り）のできる「自分を見つめるチェックシート」の活用

- チェックリストでは、自分で判断して、自分の行動を改めることになるが、わいせつ事案は、それができない人が起こしているから、チェックリストの内容の精査が大事。
- チェックリストの本当の意義は、要因のある人を事前にチェックするということだが、実際にチェックするのは、なかなか難しい。しかし、全くやらなくてよいものではない。わいせつ事案の防止につながる取組であれば実施していく必要がある。
- 大切なことは、自分でチェックして自分で認識することであり、併せて、教職員が心理面で相談できるような環境も必要である。
- 個人が特定されないように、実施方法について慎重な配慮が必要である。
- 実施にあたっては、人事権をもつ校長が見ることは望ましくなく、限られた中立な立場にある者のみが確認できるようにしなければ、機能しない。
- 無記名で実施し、アラートが出た場合には、特定の教職員に対してではなく、当該学校全体に必要な研修を追加するといった方法が良い。個別対応は難しい。

(3) 教育相談、指導における三者関係のルール化（学校内事案）

- 児童・生徒の心の問題に関する教育相談、指導については、スクールカウンセラーを含む三者で対応することをルール化することで、ミルグラム現象、転移、逆転移の問題が防げるのではないかと。
- 児童・生徒と相談等をして終わりではなく、要点を記録し、教職員間で情報共有することで、抑止力につながる。

- 児童・生徒は、養護教諭に相談をしている場合があり、養護教諭が同席できる仕組みが必要である。
- 小中高と学校運営組織が違う中で、その実態に合わせたルールをどう構築していくかが課題である。

(4) 教職員の倫理意識向上（犯罪防止対策の準用、深化）

- 性格や性癖は理論的には治せるが、実際どう治すかは方法が難しい。
- 個人の資質による事案の防止には、倫理規程の深化以外にない。人間性、教職員としての専門性を意識化して、専門家らしい仕事をするのが、邪心が沸いた際の気持ちの抑止力につながる。
- 倫理規程を作っても、倫理を教職員一人ひとりにどのように内面化させていくかが課題となる。
- わいせつ事案について、人権を守る、子どもの権利を守るというのが教員の仕事であると、内面化させていく手立てが課題である。
- 残念ながら「教員とはこういう人です、子どもはこのような扱い、こういう仕事をするのが教員という専門職である」ということを意識させる研修がない。（再掲）
- 教職員は教える専門家である。医師、弁護士等の専門家のように倫理規程をもち、必ず定期的に「自分たちはどのような専門家なのか」を研修等で徹底すべき。教職員の倫理規程を確立した上で、徹底し、プロとしてのアイデンティティを確立する必要がある。（再掲）
- 教員としてのアイデンティティをしっかりと高める。アイデンティティを確立することが、個人の資質による問題の防止につながる。定期的にアイデンティティを喚起する研修をやっていく必要がある。（再掲）

(5) 児童・生徒に対する心理教育（性的被害の理解促進）

- 児童・生徒に対する心理教育が必要である。何がセクハラやパワハラなのか、それは人間が本来されてはいけないことであるという認識を高める教育が必要である。
- 児童・生徒の成長に合わせて、性的被害について教えていくことが重要である。今までの性教育とは違った、自分の人権を守るという視点での取組を小学校から高校まで神奈川県としてつくっていくべきである。
- 教職員は、児童・生徒に性的被害や権利意識を伝えること、そして、そういう意識を持った児童・生徒を育てることが、教職員の仕事であると認識させる必要がある。

(6) その他

- 内面に性癖等を持っていたとしても、行動化しなければ問題はない。何か悪い行動をする前に、何に悩んでいるのか、何でストレスを抱えているのか、悩みやストレスを言語化させること、そのためには、そのような教職員を孤立させないことが必要である。